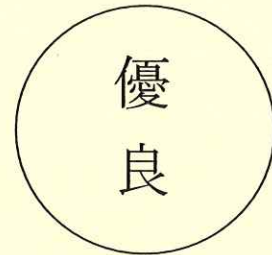


許可番号09710035347

産業廃棄物収集運搬業許可証

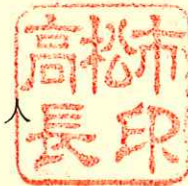
住 所 香川県高松市勅使町299番地2  
氏 名 南部開発株式会社  
代表取締役 杉田 数博



第14条第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 令和5年1月19日  
許可の有効年月日 令和11年12月20日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃プラスチック類 ⑤紙くず ⑥木くず ⑦繊維くず ⑧動植物性残さ ⑨ゴムくず ⑩金属くず ⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑫鉱さい ⑬がれき類 ⑭動物のふん尿 ⑮ばいじん（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年 1 2 月 2 1 日 (当初許可)  
平成 7 年 1 2 月 2 1 日 (更新許可)  
平成 1 2 年 1 2 月 2 1 日 (変更許可)  
平成 1 8 年 2 月 6 日 (変更許可)  
平成 2 3 年 1 月 6 日 (更新許可)  
平成 3 0 年 1 月 4 日 (更新許可)  
令和 5 年 1 月 1 9 日 (更新許可)

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

・無

備考

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：香川県高松市勅使町字小山297番2 以上

面積：22.2m<sup>2</sup>

積替え保管のための保管上限：33.3m<sup>3</sup>

積み上げることのできる高さ：1.5m

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず  
④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
⑧がれき類（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
石綿含有産業廃棄物	行わない。
水銀使用製品産業廃棄物	行わない。

以上

以下余白